

令和3年度版

環 境 報 告 書

— 未来へつなぐ すみたの輝き —

住 田 町

目 次

第1章 環境の現状と課題

1 自然環境	1
(1) 土地の利用	
(2) 森林の保全状況	
(3) 農地の保全状況	
(4) 水辺と水資源保全状況	
2 生態系の保全	4
(1) 野生動植物の保護	
3 生活環境の保全	4
(1) 公害の現状と課題	
①大気汚染 ②土壤汚染 ③騒音・振動 ④悪臭	
(2) 汚水の適正処理	
(3) 放射性物質の対策	
4 環境の保全	7
(1) 景観の保全	
(2) 歴史的・文化的環境の保全	
(3) 居住空間の創出	
(4) 空家対策の推進	
5 循環型社会の形成	10
(1) ごみの減量化とリサイクルの推進	
(2) 廃棄物の適正処理	
6 地球環境の保全	11
(1) 省エネルギーの推進	
7 資源の有効活用	13
(1) 再生可能エネルギーの推進	
8 環境と産業の共生	14
(1) 環境にやさしい農業の推進	
(2) 環境にやさしい林業の推進	
9 環境学習の推進	15
(1) 森林環境学習等の推進	
10 住民参加の推進	15
(1) コミュニティによる環境保全活動の推進	
(2) こざっぱり条例の具現化	

第2章 主な実施事業の推進方向と実施状況

1 自然環境の保全	17
○森林の保全	
○農地の保全	
○水辺と水資源の保全	
2 生態系の保全	19
○野生動植物の保護	
3 生活環境の保全	20
○公害の防止	
○汚水の適正処理	
○放射性物質の対策	
4 景観の保全	22
○景観の保全	
○歴史的・文化的環境の保全	
○居住空間の創出	
5 循環型社会の形成	25
○ごみの減量化とリサイクルの推進	
○廃棄物の適正処理	
6 地球環境の保全	26
○省エネルギーの推進	
○環境にやさしい製品の利用推進	
7 資源の有効活用	27
○再生可能エネルギーの推進	
8 環境と産業の共生	28
○環境にやさしい農業の推進	
○環境にやさしい林業の推進	
○環境にやさしい開発行為	
9 環境学習の推進	29
○系統的な森林環境学習の推進	
○多様な環境学習の推進	
10 住民参加の推進	30
○コミュニティによる環境保全活動の推進	
○こざっぱり条例の具現化	

第1章 環境の現状と課題

1 自然環境

本町は、広大な森林を有し、気仙川及びその支流に沿ったわずかな平坦地に、集落、農用地などが集中する典型的な中山間地域です。

このような環境を背景とし、全国の釣り人から注目される清流「気仙川」、宮沢賢治がこよなく愛した「種山ヶ原」、貴重な樹木と高山植物の宝庫「五葉山」をはじめ、四季折々の美しい景観を映し出す森林など、貴重な資源に恵まれており、これらを守り育て、後世に伝えていくことが重要な課題とされています。

(1) 土地の利用（税務課）

地目別では、84.1%が山林・原野、次いで田・畠・牧場の農用地が4.9%となり、宅地は、わずか0.8%しかありません。

地目別面積

地 目 別	面 積 (ha)	割 合 (%)
総 数	33, 484	100. 0
山 林	26, 694	79. 7
原 野	1, 457	4. 4
畠	684	2. 0
田	495	1. 5
牧 場	467	1. 4
宅 地	274	0. 8
雜 種 地	106	0. 3
その他(川・道路等)	3, 307	9. 9

資料：令和3年度土地に関する概要調書報告書（税務課）

(2) 森林の保全状況（林政課）

本町の森林面積は、おおよそ30,000ヘクタールと区域面積の90%を占め、うち、町・私有林などの民有林の割合はおおよそ75%となっています。

民有林における人工林率はおおよそ50%と県平均を大きく上回っており、その樹種の、大半はスギとなっています。

近年の木材価格の低迷等、森林・林業を取り巻く状況は厳しく、森林所有者の経営意欲の低下による間伐の遅れなど森林の管理が手薄になってきており、森林の荒廃が懸念されています。また、放置された森林や土場の残材放置で、下流域での大雨による災害の危険性もあります。

一方、自然環境に配慮した持続可能な森林経営を目指し、平成16年3月から、気仙地方森林組合をグループマネージャーとして森林管理認証の加入拡大を順次進めており、平成19年1月の9,775ヘクタールから、約15年間で4,315ヘクタールが新たに加入し、令和3年度末における町全体における認証森林は14,090ヘクタールとなっています。

この認証取得の動きを起因として、森林の保全のため、環境に配慮した持続可能性の高い森林

経営システムを構築し、認証森林の拡大を図っていかなければなりません。

また、町有林においては、オフセットクレジット（J-VER）制度等を活用して、二酸化炭素の森林吸収量売買などで資金を得る取組みも、森林の保全に有効な手段と据え実施しています。

森林は、物質的な生産のみならず、水、二酸化炭素の吸収や水源かん養、国土の保全など多面的機能を有していることから、引き続き計画的な森林の保全や整備を進めていかなければなりません。

森林面積 (単位：面積=ha、森林率・人工林率=%、()内は構成比率)

区分	区域面積 ①	森林面積			森林率 ⑤=④/①×100	民有林 人工林面積 ⑥	民有林 人工林率 ⑦=⑥/③×100
		国有林 ②	民有林 ③	計 ④=②+③			
住田町	33,484	6,952 (23.2%)	22,961 (76.8%)	29,913 (100.0%)	89.3	11,666	50.8
岩手県	1,527,502	388,085 (33.1%)	782,776 (66.9%)	1,170,861 (100.0%)	76.7	328,097	41.9

資料：令和2年度版岩手県林業の指標

民有林の状況

(単位：ha、()内は構成比率)

総数	針葉樹	広葉樹	竹林	無立木地
22,961 (100%)	11,948 (52.0%)	10,335 (45.0%)	10 (0.1%)	668 (2.9%)

資料：令和2年度版岩手県林業の指標

・オフセットクレジット（J-VER）制度

直接削減できない二酸化炭素の排出分を、植林やクリーンエネルギー関連の事業などで相殺するカーボンオフセット（二酸化炭素の相殺）に用いるために発行されるクレジットのこと。

（3） 農地の保全状況 （農政課、農業委員会）

日本の基幹的農業従事者の高齢化が進行するなか、本町においても、少子高齢化が進み、中山間地域における厳しい農業経営環境の結果、平均年齢が70.8歳（令和2年農林業センサスからの推計）となり、主業型農家が減少しています。

このような結果を受けて、耕作条件の良くない場所はもとより、比較的条件のよい場所であっても耕作の放棄が進み、農地の荒廃が懸念されます。

また、本町では、ホンシュウジカやニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ハクビシンなどによる農産物への食害が深刻化しています。

平成27年の農林業センサスにおける本町の耕作放棄地は、67ヘクタールでその割合は16.7%となり、現在も耕作放棄地面積が増加傾向にあります。

このため、平成12年度からは、中山間地域等直接支払制度を導入し、耕作放棄の防止に努めており、令和2年度で、8集落1個人(約85ヘクタール)が協定を締結しています。

また、一部の集落では、耕作放棄地に飼料用作物やそばを作付けするなどしておらず、耕作放棄地解消の手法として、その効果が期待されています。

農地は、食物の生産基盤であると同時に、国土の保全や水源かん養、自然生態系の維持など多面的な機能を有していることから、今後もその保全に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

耕作放棄面積

(単位：面積=ha、耕作放棄地率=%)

	平成17年			平成22年			平成27年		
	経営耕地 面 積 ①	耕作放棄 面 積 ②	耕 作 放棄地率 ②/①+②	経営耕地 面 積 ①	耕作放棄 面 積 ①	耕 作 放棄地率 ②/①+②	経営耕地 面 積 ①	耕作放棄 面 積 ②	耕 作 放棄地率 ②/①+②
住田町	484	202	29.4	420	71	14.5	335	67	16.7
岩手県	125,768	12,574	9.1	126,686	5,828	4.4	121,863	6,959	5.4

資料：農林業センサス

(4) 水辺と水資源保全状況 (町民生活課、建設課)

水は、日常生活や産業活動を支える最も重要な資源のひとつです。本町は、豊かな水とそれを生み出す豊かな森林に恵まれ、その自然環境が、水辺の多様な動植物の生態系を保つ源となっています。

気仙川の水質は、環境基準による河川類型指定*の上位から二つ目の「A類型」に属するなど、比較的良好な状態にありますが、河川の水質を悪化させる要因としては、家庭や事業所からの排水、廃棄物の不法投棄、農薬の影響など、さまざまな要因が考えられます。

引き続き、良好な水質を維持するため、世田米地区の公共下水道への接続促進、合併処理浄化槽設置への補助などの水質浄化対策、事業所などからの排水に対する監視体制の強化に努めていかなければなりません。

また、生活用水は、町の簡易水道と地域の水道組合等により供給されていますが、施設の整備による水量の確保と安全で安心な水の供給が求められています。

加えて、多様な動植物の河川生態系を守るため、水辺の環境保全にも取り組んでいく必要があります。

・河川類型指定

国が、河川の類型別（6段階）に水質汚濁基準値を示し、その基準に基づき都道府県が、当該河川の調査結果をあてはめ、類型に指定していくこと。

気仙川は、AA類型に次ぐ、A類型に属する。

2 生態系の保全

(1) 野生動植物の保護（農政課、林政課、教育委員会）

野生動植物は、自然環境を構成する重要な要素であり、その多様性が自然の豊かさを象徴するものです。

本町の植物は、多様な広葉樹や高山植物などが数多く生育し、また、町北部にはミズバショウの群生地も見られます。動物は、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカ、五葉山周辺を生息の北限とするホンシュウジカをはじめ、大型猛禽類やモリアオガエルなど、さまざまな種類の野生動物が生息しています。

本町の花である「アツモリソウ」は、特定国内希少野生動植物種*に指定されており、現在、その保護に向けた取り組みが行われています。

一方、近年では、ホンシュウジカやニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ハクビシンなどによる、農林産物の食害が深刻化しています。

引き続き、豊かな野生動植物の生態系を守るため、農林産物の食害対策を講じ適正な個体数の維持、管理を進めながら、自然環境の保全に取り組む必要があります。

- ・特定国内希少野生動植物種

種の保存法（平成4年）に基づいて指定されるもので、国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることができない種であって、ワシントン条約附属書I掲載種、又は渡り鳥等保護条約に基づき通報があった種以外。第1種にアツモリソウ、ハナシノブなど植物63種が指定されている。

3 生活環境の保全

(1) 公害の現状と課題（町民生活課）

本町では、これまで大きな公害問題は発生しておらず、令和3年度も、比較的良好な状態にあるといえます。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う空間放射線量については、平成27年度までの町内公共施設及び学校施設等における測定結果が基準を下回っており、安全性が確認されていることから平成28年度以降は実施していません。

しかし、本町の露地栽培原木生しいたけや野生きのこ、山菜の一部は依然として出荷制限が継続されており、今後も対応策について検討していくなければなりません。

① 大気汚染（町民生活課）

大気汚染の主な原因には、工場・事業所における事業活動によって発生されるばい煙や自動車の排ガスなどがあげられます。

また、人の健康や生命に重大な影響を与えるおそれがある物質として、ダイオキシン類(*)の発生が社会的な問題となっています。ダイオキシン類発生を抑制するため、法律や県条例により、基準を満たない焼却炉の使用が禁止され、また、野外焼却に関する規制も強化されています。

本町の大気環境については、岩手県が田谷地区内で大気の定期監視測定を実施しており、その測定の結果、ジクロロメタンの排出量は、年平均値が環境基準値を下回っています。また、家庭ごみ

の焼却行為は減少傾向にあります。

については、これらの問題について、関係機関と連携しながら対策を講じ、引き続き良好な大気環境を維持して必要があります。

② 土壤汚染（町民生活課）

土壤汚染は、ごみの焼却により発生するダイオキシン類や有害化学物質による大気、水質の汚れが長期間蓄積することにより発生します。

本町においては、これまで、有害化学物質の地下浸透による土壤、地下水の汚染は発生していないことから、今後も良好な状態を維持できるよう配慮していかなければなりません。

③ 騒音・振動（町民生活課）

騒音や振動は、人間の感覚を刺激して、不快感、嫌悪感を与えるものであり、感覚公害と呼ばれていますが、令和3年度も、比較的良好な状態が維持されています。

なお、本町においては、騒音規制法、振動規制法に基づく規制区域の指定はないものの、今後、より生活に密着したものとして、ペットの泣き声や自動車などを発生源とする苦情も想定されることから、規制にとらわれない防止策を進めていかなければなりません。

④ 悪臭（町民生活課）

悪臭は、騒音や振動と同様、感覚公害と呼ばれています。

これまでに、畜産関係施設を発生源とする苦情がよせられており、悪臭の主な要因とされる家畜排せつ物については、法律に基づき、その管理基準が定められていることから、今後は、その監視体制の強化をしなければなりません。

また、本町は、悪臭防止法に基づく規制区域の指定はないものの、身近にある浄化槽やごみ集積所などを発生源とする苦情も想定されることから、規制にとらわれない防止策を進めていかなければなりません。

（2）汚水の適正処理（町民生活課、建設課）

し尿は、気仙広域連合により処理されています。

本町の令和3年度のし尿処理量は、収集量 2,064kl、自家処理 54kl、総処理量が 2,118kl となっています。

汚水処理対策として、平成15年度から世田米地区の公共下水道を開始し、令和3年までに普及人口 1,752 人に対し、1,584 人が接続しています。

また、浄化槽の設置主体への補助は、平成元年からこれまでに 438 基が対象となり、補助対象外を合わせて 1,237 人が処理対策を講じています。

しかしながら、下水道と浄化槽を合わせた汚水処理整備率は 59.6%（令和3年度末現在）と、県平均と比較して低調であることから、引き続き、住民が容易に事業導入できる体制づくりと、その啓発に努める必要があります。

合併浄化槽設置状況

(単位：基)

年度 人槽	平成元年～ 平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
5人槽		6	4	3	3	2	2	4
6～7人槽		8	11	6	13	4	9	1
8～10人槽		0	1	2	1	0	0	1
計	360※ ₁	14	16	11	17	6	11	6

※₁補助対象外の設置基数含む

資料：建設課

汚水処理施設の普及状況 (単位：人口二人、普及率=%、() 内は普及率)

区分	住民基本台帳人口 (R4.3.31現在)	汚水処理 普及人口	汚水処理 人口普及率	施設別 の 普及 人 口				
				下水道	農業集落 排水施設	漁業集落 排水施設	浄化槽	コミュニティプラント
住田町	4,995	2,977	59.6 (35.1%)	1,752 (35.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,225※ ₂ (24.5%)	0 (0.0%)
岩手県	1,198,303	1,011,645	84.4 (62.6%)	750,762 (62.6%)	82,981 (6.9%)	11,596 (1.0%)	165,098 (13.8%)	1,208 (0.1%)

※₂下水道区域外対象

資料：建設課（住田町：令和3年度末、岩手県：令和3年度末）

(*) ダイオキシン類

塩素含有物質などが燃焼する際に発生する毒性を有する物質をまとめて表現するもの。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年）では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルを合わせて「ダイオキシン類」と定義。

塩素と有機物（ベンゼン環）存在下で、銅を触媒にして生成する。特に250～400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックが不完全燃焼すると発生しやすい。

(3) 放射性物質の対策（町民生活課、農政課、林政課、教育委員会）

平成23年3月の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、本町においても、事故により飛散した放射性物質（*）の影響を受けましたが、空間放射線量についてには、国の基準値を大きく下回っており、安全性が確認されています。

また、食料品については、暫定基準値に適合しているものであれば、健康への影響はないとされていましたが、より一層、食料品の安全と安心を確保する観点から、平成24年4月より年間許容線量1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げられました。

基準値が引き下げられたことによって、従前の基準で放射性セシウムが検出されていた本町の露地栽培原木生しいたけに加え、山菜及び野生キノコの一部からも基準値を超える値が検出され、現在も出荷制限が解除されていない品目があります。

町においては、独自で放射線測定器を購入し、小中学校や公民館などの測定を定期的に実施し広報等で公表していましたが、数値が国の基準値を大きく下回って推移していることから、安全性が確認されたとして平成28年度以降は実施していません。

今後も岩手県と協力し、農林水産物の販路回復・拡大を図るとともに、消費者に向けて安全性の情報発信等に努めていく必要があります。

(*) 放射性物質

放射能を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素もしくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応をおこして生成された放射化物質を指す。

4 環境の保全

(1) 景観の保全（総務課、企画財政課、建設課、教育委員会）

美しい景観は、町や地域の個性や魅力を形成するほか、私たちの生活にやすらぎと潤いを与えてくれます。

昭和45年からこれまで、道路沿いを中心として、全町的に花いっぱい運動が取り組まれており、近年は、各地域協働組織による公園の環境整備や地域案内板の設置など、町民と町が一体となった景観づくりが行なわれています。

また、周囲との景観の調和に配慮した建築として、町内外から評価される町営住宅については、今後も環境に配慮した木造住宅の建設を進めることにしています。また、景観に配慮した木造建築として平成26年9月に落成した役場庁舎に引き続き、庁舎隣接地へ、同じく木造を主体とした大船渡地区消防組合大船渡消防署住田分署が平成30年3月に移転新築していますし、令和3年3月には新上有住地区公民館が完成しました。さらに、現在は、旧気仙郡内において唯一となった宿場町の町並みという歴史的景観についても重視し、それを守り残していくことを配慮した上でのまちづくりを進めております。

平成29年度からは、有識者や庁職員などで構成する「住田町地域デザイン会議」を開催し、本町の景観の価値を共有しながら、その景観に相応しいハード整備を進めてきました。

引き続き、これまでの景観保全の取り組みを進めながら、住田の魅力をより高めていくことが大切です。

(2) 歴史的・文化的環境の保全（企画財政課、教育委員会）

長い歴史に育まれた歴史的・文化的な環境は、町や地域の個性や魅力を形成するほか、私たちの気持ちに誇りややすらぎを与えてくれます。

本町は、宮沢賢治が愛した国指定の名勝「イーハトーブの風景地・種山ヶ原」や、旧宿場町の面影を残す町並みや神社・仏閣など歴史的・文化的な資産が数多くあります。中でも、往時国内4番目の銑鉄の生産量を誇った県指定史跡「栗木鉄山跡」については、国に文化財指定の具申書を提出したところです。

また、時代的背景、世田米の街並みの歴史的な流れを担い、本町の掲げる中心地域活性化の中核として旧菅野家を取得し、住民交流拠点施設を整備しています。

これらの優れた歴史的・伝統的な資産を継承し、次世代につないでいくのが、現在に生きる私たちの責務であることから、引き続き、その保存と活用を図り、歴史的・伝統的環境を保全していく必要があります。

国指定 名 勝	イーハトーブの風景地 「種山ヶ原」	宮沢賢治の作風の源泉となった風景地を保護するため、「イーハトーブの風景地」として、種山ヶ原（奥州市、住田町）をはじめ、鞍掛山（滝沢市）、七つ森、狼森（零石町）、釜淵の滝、五輪峠、イギリス海岸（花巻市）が一群で指定されています。
県指定 史 跡	栗木鉄山跡	伊達藩直営の洋式高炉。明治時代から官営となり、大正9年の閉山まで、約1世紀にわたり操業しました。
町指定 天然記念物	八幡神社の威徳杉	慶長7年に上有住城主が内神を祝す際に植えたとされ、樹齢は400年以上と言われています。

町内の指定文化財

町民が保全を望む史跡名勝、歴史的・文化的な資産

1. 四十八滝	12. 五葉山と火縄銃鉄砲隊	23. 新切御番所跡
2. 天照御祖神社	13. 八日町旧宿場町	24. 新切部落ドビヤ
3. 世田米城跡	14. 世田米蔵並	25. 九両ガ池と樅割長者
4. 藩境と蛭子館金山跡	15. 滝観洞	26. 鏡岩
5. 日門城跡	16. 気仙川	27. 下有住供養前
6. 法靈権現社	17. 名勝 環川	28. 玉桂と長桂寺
7. 蔵王洞窟遺跡	18. 栗木鉄山跡	29. 種山ヶ原
8. 樋ノ口城と城玖寺	19. 向堂観音	30. 熊野山常光寺址
9. 八幡神社の威徳杉	20. 愛宕神社	31. 平田城（外根岸城）址
10. 湧清水洞窟遺跡	21. 石祐神社	32. 葉山薬師神社
11. 荒脛神社	22. 外館城と萬福寺	33. 净福寺とイチョウ並木

公園などの設置状況

県立公園	隣接の大船渡市、釜石市にまたがる三陸沿岸随一の高峰、五葉山が昭和41年に県立自然公園に指定されています。
県自然環境保全地域	洞内滝では国内最大級、落差29mを誇る滝観洞と、その周辺50ヘクタールが、昭和48年に県の自然環境保全地域に指定されています。
町の公園	五葉山麓森林公園、鏡岩せせらぎ公園、上有住城跡森林公園、八日町農村公園、葉山めがね橋水園、外館城跡いこいの森、世小の森公園、種山ヶ原森林公園、運動公園ふれあい広場などが町内各所に設置されています。

(3) 居住空間の創出（建設課）

すぐれた居住空間は、私たちの生活を効率的にするだけでなく、気持ちのうえにもやすらぎを与えてくれます。

本町が建設した町営住宅は、住み心地はもちろんのこと、周囲の景観との調和にも優れ、町内外から高い評価を受けています。

今後は、町で進めている環境にやさしい森林管理認証材を活用した住宅の普及拡大を図っていく必要があります。

また、日常生活にも密着していて身近な公共の場とも言える道路や河川は、快適な居住空間を構成する要素の一つとなっており、その快適性を維持するためには、地域と行政とが連携して取り組む必要があります。

(4) 空き家対策の推進（企画財政課・町民生活課）

転出、転居等により居住しなくなった住宅等が放置され、適切に管理が行われていない空き家等が町内にも散見されています。管理が不十分な空き家は、景観を損なっているだけでなく、防災、衛生等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家等の有効活用を図っていくことが必要です。移住対策と連携して、移住者への住宅として提供するなどの対策が重要となっています。

また、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるなどのいわゆる「特定空家等（※）」に対する対策についても、特定空家等を増加させない取り組みとともに、その対処について検討を進めていく必要があります。

※特定空家等

空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）により、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。

5 循環型社会の形成

(1) ごみの減量化とリサイクルの推進（町民生活課）

ごみの問題の解決は、何よりもごみの発生量を抑えることが重要であり、また、3R運動（※）を進めるなど資源を有効に活用していくことが不可欠です。

本町の各家庭から排出されるごみは、大船渡地区環境衛生組合で収集・運搬、分別・破碎の中間処理と再商品化を経て、岩手沿岸南部広域環境組合の溶融炉で処理されています。

本町の可燃ごみの収集量は、経済システムやライフスタイルの変化に起因し、年々増加していましたが、ごみ減量化の取り組みの成果もあり、平成16年度の1,420.54トン（可燃ごみ・不燃ごみの合計）をピークに年々減少傾向となりました。

平成23年度以降は、東日本大震災に起因した人口の流入や購買の増加等により、収集量も増加していましたが、同30年度には、横ばいから減少に転じています。しかしながら、一人1日当たりのごみ発生量は逆に増加傾向にあります。

ごみの排出量を抑制するため、小型家電や資源ごみなど分別した排出や生ごみ処理機の普及促進とともに3R運動に取り組むなど、環境に負荷が少ない資源循環を進めていかなければなりません。

また、岩手沿岸南部広域環境組合の運営費は、構成市町のごみの排出量に応じて負担することとなっており、町財政の面からも、ごみの排出量を抑制する仕組みづくりや3R運動の推進に取り組む必要があります。

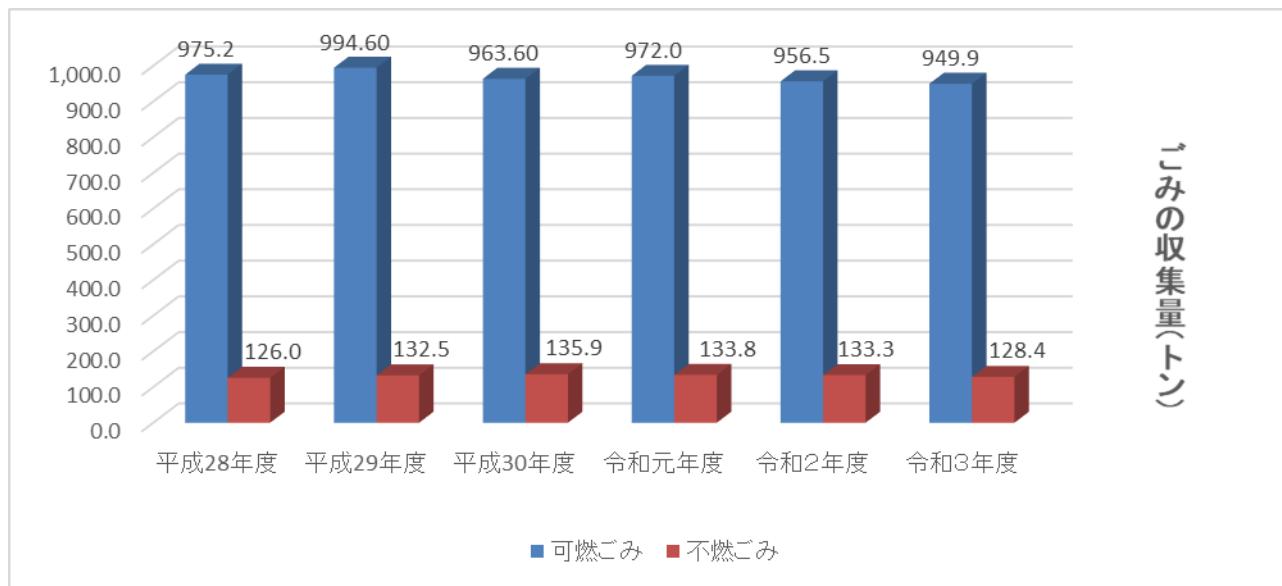
（※）3R運動

Reduce（リデュース）発生抑制 物を大切に使い、ごみを減らすこと

Reuse（リユース）再使用 使える物は、繰り返し使うこと

Recycle（リサイクル）再生利用 ごみを資源として再び利用すること

ごみの年度別収集実績



（単位：トン）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ	975.2	994.6	963.6	972.0	956.5	949.9
不燃ごみ	126.0	132.5	135.9	133.8	133.3	128.4
計	1,101.2	1,127.1	1,099.5	1,105.8	1,089.8	1,078.3

資料：町民生活課（住田町：令和3年度末）

(2) 廃棄物の適正処理（町民生活課）

産業廃棄物*は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度*などに基づき、排出事業者や処理業者の責任による適正処理が義務付けられています。

また、廃棄物の不法投棄は、何よりも個人の意識の問題であり、その防止のためには、意識の啓発が欠かせません。

本町の不法投棄の現状は、県の廃棄物担当及び警察署と連携しての監視活動などを実施してきましたが、道路への空き缶などのポイ捨てや、国・県道、町道などへの廃棄物の不法投棄が、後を絶たない状況にあります。特に市町境や道路改良により旧道となった路線等への不法投棄が目立ちます。

また、山林や農地、道路わきに放置されている使用済み自動車は、オイルの流出やフロンガスの放出など、周辺環境への影響が危惧されることから、その除去の対策を講ずるとともに、引き続き、住民や排出業者に対する処理意識の啓発を図っていかなければなりません。

- 産業廃棄物

廃棄物処理法により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。

多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき、排出事業者が処理責任を有するものとして、現在20種類の産業廃棄物が定められている。うち、特定の事業活動に伴って発生するものに限定される品目が7種類（業種限定産業廃棄物）ある。

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理（無害化や減量化などの処理）、最終処分（埋め立て処分）などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を交付し、委託した内容通りの処理が適正に行われたことを確認するための制度（平成3年）。平成9年からは、すべての産業廃棄物に適用された。

6 地球環境の保全

(1) 省エネルギーの推進（町民生活課）

温室効果ガス*による地球温暖化問題やオゾン層*の破壊など、私たちは地球規模の様々な環境問題に直面しており、私たち一人ひとりの社会経済活動や生活スタイルもその一因となっています。

地球温暖化防止に向けては、国において、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国、自治体などの行政機関はもちろん、国民、事業者、といったすべての主体が、それぞれの役割に応じた取り組みをすることが求められています。

本町においても、役場内部での取り組みとして、「住田町役場地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成25年度を基準年度として、二酸化炭素排出量の40%削減を目指した取り組みが進められています。

今後は、住田町役場のすべての事務事業を対象として新たに策定した「住田町地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）への取組みをとおして、地球温暖化防止に向けた環境負荷低減への取組みを、地域の取組みへと広げるために、意識の啓発活動とともに、限りある資源の有効活用に努め、町全体で地球にやさしい脱炭素社会の実現に取り組んでいく必要があります。

・温室効果ガス

地球の温度は、太陽から届く光（日射）と、地球から放出される熱（赤外線）とのバランスにより、一定に保たれている。

太陽から届く日射は、大気を通り、地表面で吸収され、加熱された地表面から赤外線が放射される。この赤外線を吸収し、その一部を再び、下向きに放射し、地球を加熱する性質を有する気体の総称。

・オゾン層

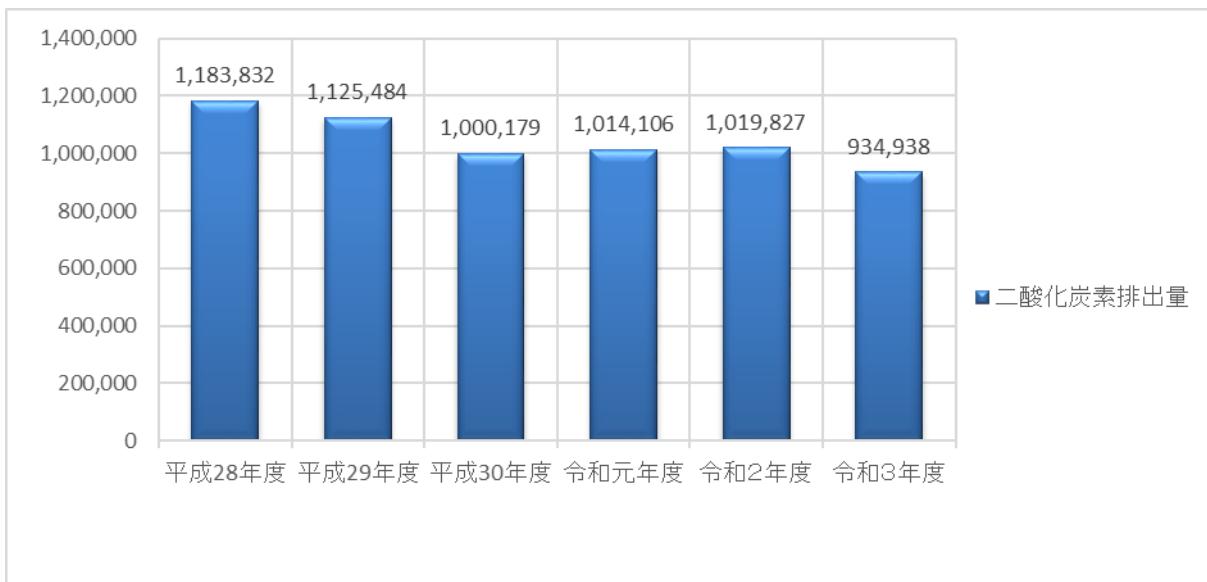
地上から10～50km上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾンが豊富な層のこと。

オゾンは、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を担っている。

近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる現象である「オゾンホールの発生」が観測されている。これに伴い、地表への紫外線照射量が増えつつあり、皮膚がんの増加や生態系への悪影響が懸念されている。

町役場事業活動における二酸化炭素排出量（基準年度：平成28年度）

単位：kg-CO₂



(単位：kg-CO₂)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
二酸化炭素排出量	1,183,832	1,125,484	1,000,179	1,014,106	1,019,827	934,938

7 資源の有効活用

(1) 再生可能エネルギーの推進 (企画財政課、農政課、林政課)

今日の社会は、身近な環境問題から地球規模の問題まで、様々な環境問題を抱えていますが、とりわけ地球温暖化の問題は、人類の存続も危ぶまれる重要な問題です。

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出を削減するためには、化石燃料の消費量を減少させる必要がありますが、化石燃料の代替としての役割であった原子力については、現在、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、その安全性について様々な議論があります。

これらのことから、化石燃料や原子力に代わる再生可能エネルギー*（太陽光、風力、木質バイオマス*等）への転換が、地球温暖化や安全な暮らしの面からも、重要な課題となりました。

本町は、豊富に有する森林を利用した「森林エネルギーのまち」を基本理念に、これまで、保育園、役場庁舎へのペレットボイラーの設置、公共施設へのペレットストーブの導入及び民間への購入費補助、老人ホーム等へのチップボイラーの設置など、木質バイオマスエネルギーの活用を進めてきました。

また、町内の木材加工施設では、工場で発生するおが粉を原料とした、木製ペレットの製造や端材等の残材や廃材を、燃料とした木屑焚きボイラーを導入し、熱利用を進めています。

さらに、平成21年度から27年度にかけて、町内の公共施設等にソーラー照明灯51基、世田米・有住両小学校に太陽光発電設備の整備を行い、平成23年度には、応急仮設住宅の住環境を整備するため、86世帯にペレットストーブを設置したほか、110戸に太陽熱温水器及び、29基のソーラー照明灯を設置しました。平成26年度には、4地区公民館、役場新庁舎、平成27年度には、社会体育館、生涯スポーツセンター、保健福祉センター、世田米保育園に蓄電池を備えた太陽光発電設備の整備を行いました。また、上有住地内において、民間業者による太陽光発電（メガソーラー：1,998kw×1,495kw×3）が設置され、運用が開始されました。遠野市境、北上高地の南側、鍋山から加労山にかけての山の尾根一帯において、風力発電事業が認可され、令和5年度稼働を目標に現在事業が進められています。

このような地球温暖化対策や循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するため、平成29年3月に「住田町再生可能エネルギー活用推進計画」が策定されています。この計画に沿って、本町のエネルギー施策の進捗状況や実績を点検・評価しながら、引き続き町の特徴や資源を生かした再生可能エネルギーの導入を推進していかなければなりません。

・再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）、大規模水力、および波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重要視されている。エネルギー変換効率、コスト、需給バランスなどの問題点が残されているが、国際的な環境交渉の場において、温室効果ガス削減の一端を担うものとして、各国で導入目標の策定や利用促進に向けての取り組みが進められている。自然エネルギー。 （出典：大辞泉）

・木質バイオマス

本来、木材など植物系の生体のことを意味する。

植物は環境中の代表的温暖化ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができるものとして期待される。

最近では、エネルギー源として利用促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化などの研究が進められている。

8 環境と産業の共生

（1）環境にやさしい農業の推進（農政課）

本町では、農薬や化学肥料の使用を抑えた環境にやさしい農業にとりくんでいます。平成18年度に住田町安全安心ネットワーク会議を設立し、平成21年度には「住田町安全安心農産物認証制度」を創設、農業講座の開催・圃場研修の実施・土づくり研修・先進地視察研修を実施しました。その結果、現在認証制度により認証された作物が15品目で6名1団体（令和3年11月現在）となっています。

また、安全安心農業ネットワーク会議の会員が、公共施設等へ食材提供を行っており、町内の子供たちへ給食というかたちで地場産の野菜が届けられています。

今後は、環境にやさしい農業を継続していくため、環境保全型農業直接支払交付金制度の活用など農業者へのメリットと併せて普及を図っていく必要があります。

（2）環境にやさしい林業の推進（林政課）

本町では、森林の保全にも有効となるような森林資源が循環する「木材流通システム」の構築を図っています。

川下では、木材加工施設を整備し、生産から加工・流通までが一体となり、町産材の利用を促進するような仕組みづくりを行い、山地が荒廃しないような取り組みを進めています。

また、森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーの普及のため、ペレット製造施設の設置を行い、公共施設へのペレットストーブの導入、民間への購入費補助などにも取り組んでいます。

一方川上では、自然環境に配慮した持続可能な森林経営として、森林管理認証の加入を順次拡大するよう進めています。

今後は、環境にやさしい林業をさらに拡大するため、木材加工施設では、町内材の効率的かつ安定的な供給を目指し、また、川上では、素材生産業者の一層の経営安定化のための対策が求められています。

9 環境学習の推進

(1) 森林環境学習等の推進（林政課、教育委員会）

今日の環境問題は、社会経済の仕組みや一人ひとりのライフスタイルと深く関わっており、学校教育や社会教育、地域の保全活動を通して、環境に対する正しい知識と普及、意識づくりのために環境学習を推進していくことが必要です。

本町では、子どもから大人までの各年代層が、自然環境に親しむことができる機会を設け、系統的な森林環境学習や多様な環境学習を積極的に展開してきました。

森林（もり）の科学館構想では、種山ヶ原をフィールドとして、園児を対象とした「森の保育園」、小中学生の「森林環境学習」、高校生の「森の保育園・ボランティア」、一般向けの「森林環境学習」「種山ヶ原散策会」などを開催しています。

また、森林の科学館構想では、森林環境学習指導者養成講座や各種ソフト事業も展開しています。

さらに、森林環境学習指導者養成講座を受講した「森の案内人」が、本町の自然の魅力を全国に発信しようと、種山ヶ原などでイベントのガイド役を果たすとともに、平成25年度からスタートした「目指せ！森の達人（マイスター）講座」受講者が、新たに森の案内人として活躍するなど、このような本町の取り組みは、県内はもとより、全国でも先進的であることから、今後も継続して取り組み、町の魅力を高めていく必要があります。

(2) 多様な環境学習の推進

町民の環境保全全般の意識づくりの醸成のため、環境学習の場の提供と学習活動を支援するための取り組みを推進します。

10 住民参加の推進

(1) コミュニティによる環境保全活動の推進

（総務課、林政課、町民生活課、教育委員会）

本町では、昭和40年代から続く「町民総参加河川清掃」や「花いっぱい運動」、ごみの減量化を目的とした「集団資源回収活動」などが、自治公民館を中心とする地域コミュニティ活動として行われてきました。

また、平成14年度からは、町内5つの地区別計画が策定され、自治公民館から広がりをもった地区公民館単位に、公園の環境整備や潜在する景観資源の調査発掘、緑化推進活動など、様々な環境保全活動が進められました。それにより、新たなコミュニティ活動の仕組みが整いつつあり、継続的な取り組みが求められています。

なお、平成29年度からは、これまでの活動をさらに発展させた「小さな拠点づくり事業」により、5地区公民館の単位での取り組みを推進しています。

【小さな拠点づくり事業】

地区公民館の単位での地域住民で構成される協働組織が中心となり、医療や交通などの地域の困りごとの解決や地域を元気にすることを目的に、地域ごとに未来像を描いた「地域ビジョン」を策定して、地域全体での活動を展開する拠点を設ける事業。

(2) こざっぱり条例の具現化

新たに制定したこざっぱり条例の基本理念に基づき、町民等自らが、良好な里山の景観づくりの主体として積極的にその役割を果たしていくことにより、里山の景観を未来に継承するとともに、こざっぱりとしたまちづくりが実現するよう条例の具現化に努めます。

【こざっぱり条例の基本理念】

里山の景観が前世代から引き継がれた貴重な財産であることを認識し、協働の姿勢で守り育て、将来の世代に引き継いでいくことを基本理念として制定している。

第2章 主な実施事業の推進方向と実施状況

1 自然環境の保全

○ 森林の保全

事業名	取り組みの内容		
町有林の整備	<p>森林の多面的機能の保全と持続可能性の高い林業経営を目指すため適切な森林施業を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象森林及び林地を把握し、事業実施方法を検討する。 ② 計画的な森林施業を行なう。 ③ J－VER制度等を活用し、持続的な森林整備を促進する。 		
	令和3年度の実績	目標(指標)	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・植栽実施面積 : 10.48ha ・下刈実施面積 : 18.89ha ・除間伐実施面積 : 36.83ha ・枝打実施面積 : 6.63ha ・忌避剤散布実施面積 : 13.27ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽実施面積 : 150ha／5ヶ年 ・下刈実施面積 : 610ha／5ヶ年 ・除間伐実施面積 : 70ha／5ヶ年 ・枝打実施面積 : 70ha／5ヶ年 ・忌避剤散布実施面積 : 610ha／5ヶ年 		林政課

事業名	取り組みの内容		
FSC森林管理認証制度の普及と認証材の利用促進	<p>環境に配慮した持続可能な森林管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 森林管理認証・加工流通管理認証制度を普及する。 ② 森林管理認証林面積を拡大する。 ③ 森林管理認証材をPRし、その利用を促進させる。 ④ 素材の安定供給と、環境に配慮した持続可能な森林管理を推進する。 		
	令和3年度の実績	目標(指標)	担当課
森林管理認証林面積 14,090haに拡大した。	森林管理認証林面積を 14,500haに拡大(平成25年度末現在: 13,590ha)する。		林政課

○ 農地の保全

事業名	取り組みの内容	
中山間地域等直接支払制度の促進	<p>集落協定の締結により、農業生産力を維持するとともに、農地が持つ多面的機能を保全する。</p> <p>① 締結された集落協定の内容に基づき、対象農用地などの適正管理を推進する。</p> <p>② 対象農用地などの有効活用がなされたかを検証する。</p>	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
集落協定締結面積：85.2 ヘクタール	<p>集落協定の締結により、農業生産力を維持するとともに、農地が持つ多面的機能を保全する。</p> <p>① 締結された集落協定の内容に基づき、対象農用地などの適正管理を推進する。</p> <p>② 対象農用地などの有効活用がなされたかを検証する。</p>	農政課

事業名	取り組みの内容	
耕作放棄地の解消	<p>農地は大切な食糧の生産基盤であると同時に、水害の防止や自然生態系の維持など、多面的機能も有していることを町民に理解してもらい、耕作放棄地の解消を図っていく。</p> <p>① 全町において、農地の利用状況調査を実施する。</p> <p>② 利用状況調査を基に、対象農家に対し指導・助言等を行い、耕作放棄地の解消を図る。</p> <p>③ 耕作放棄地解消のための実証圃場を開設し、啓発活動を図る。</p>	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
耕作放棄地の解消面積：1 ヘクタール	耕作放棄地の解消：5ヘクタール／年	農業委員会

○ 水辺と水資源の保全

事業名	取り組みの内容	
市民総参加河川清掃の実施	<p>市民や各種団体の協力により、気仙川及び主要道路沿いの一斉清掃を実施する。</p> <p>① 町民に協力を求めながら、年2回、継続的に実施する。</p> <p>② 活動を通じて得た成果や水質調査の結果を公表し、河川保全意識の啓発を図る。</p>	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
9月 26 日実施（4月は新型コロナ感染症予防のため中止） 回収量 燃えるゴミ 計 1,040 kg 燃えないゴミ 計 520 kg 合計 1,560 kg	継続実施（年2回）	市民生活課

事業名	取り組みの内容	
河川、農地などの災害復旧	河川、水路などが災害を受けた際に、環境に配慮した工法で復旧工事を行う。 ① 被災箇所を調査し、その復旧方法を検討する。 ② 環境に配慮した工法を調査研究する。 ③ 環境に配慮した工法で復旧工事を行う。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
実績なし	環境に配慮した工法の確立	建設課

2 生態系の保全

○ 野生動植物の保護

事業名	取り組みの内容	
アツモリソウの保護	町の花で、特定国内希少野生動植物種に指定されるアツモリソウを保護する。 ① バイオ研究により、増殖技術を確立させる。 ② 栽培講習会などの実施により、町内の愛好家に増殖技術を普及する。 ③ 生育環境を調査研究し、自生地の復活を目指す。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
栽培講習会受講者数：20人	栽培講習会受講者数：100人／5ヶ年	農政課

事業名	取り組みの内容	
ミズバショウ自生地の環境整備	管内では、本町にしかない希少な野生植物ミズバショウの自生環境を保全する。 ① 自生地の把握と自生状況を調査する。 ② 盗採を防止するための措置を講じるとともに、自生に適した状態を維持する。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
ミズバショウの株数調査を実施	ミズバショウの株数及び自生環境の現状維持	教育委員会

事業名	取り組みの内容	
希少鳥獣の保護	国内希少野生動植物種に指定され、「絶滅危惧 IB 又は準絶滅危惧種」に分類されるイヌワシ、クマタカ、オオタカの生育環境を保護する。 ① 現在使用している営巣地周辺では、営巣配慮期間及び配慮区域を設定し、繁殖を妨げない森林施業を実施する。 ② 営巣地から種類に応じ概ね 500m又は 200m以内を特別区域とし、伐採及び作業道の開設を行わない。 ③ 営巣地周辺 6km 以内では、採餌が行えるような森林施業についても考慮する。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
生育環境に考慮した作業の実施	生育環境の現状維持	林政課

3 生活環境の保全

○ 公害の防止

事業名	取り組みの内容	
大気汚染防止活動の展開	野外焼却規制を周知していくとともに、その監視活動を行う。 ① 広報、チラシなどにより、規制内容などを周知する。 ② 監視活動により、違反事実があれば改善させる。 ③ 環境学習を通じて、大気汚染を防止することの必要性を認識させる。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
苦情等への随時対応。	毎年1回以上、広報、チラシなどにより規制内容を周知する。	町民生活課

事業名	取り組みの内容	
公害防止協定の締結と監視活動	事業者と公害防止及び環境保全に関する協定の締結を協議し、また、それに基づいた監視活動を行う。 ① 事業者に対し、公害防止などの協定締結を求めていくとともに、締結済み協定の内容を見直していく。 ② 協定に沿った事業状況にあるか監視活動を行う。 ③ 違反事実があれば改善させ、再発の防止を促していく。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
新規の協定締結なし 必要に応じた立ち入り調査の実施。 ※ 臭気対策調査	毎年1回以上、広報、チラシなどにより規制内容を周知する。	町民生活課

○ 汚水の適正処理

事業名	取り組みの内容	
公共下水道への接続促進	住居が集中している区域の生活雑排水を、特定環境保全公共下水道により処理する。 ① 対象住民へ事業内容を周知し、その加入を促進する。 ② 他の事業導入と併せ、町全体の汚水処理率を高める。 ③ 公共下水道施設を適正に管理し、処理の安定化を図る。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
下水道接続人口率：90.41%	下水道接続人口率：88.0%	建設課

※ 下水道接続人口率＝下水道接続人口／下水道普及人口

事業名	取り組みの内容	
合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽の設置経費を助成しながら、その設置を促進していく。 ① 設置効果や助成内容を周知する。 ② 設置希望主体を募り、設置内容などを協議・精査する。 ③ 他の事業導入と併せ、町全体の汚水処理率を高める。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
浄化槽普及人口率：24.5%	浄化槽普及人口率：31.0%	建設課

※ 浄化槽普及人口率＝浄化槽普及人口/汚水処理計画人口

○ 放射性物質の対策

事業名	取り組みの内容	
放射性物質の安全対策	町内各地区（自治公民館等）の空間放射線量を定期的に調査し町民の安全対策を図る。 ① 各自治公民館の空間放射線量調査を実施し町民に公表する。 ② 環境学習及び広報等を通じて、放射性物質に対する関心と理解を深める。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
未実施	年4回の空間放射線量調査を実施し、結果を公表する。	市民生活課

事業名	取り組みの内容	
きのこ原木等処理対策	放射性物質の影響により、使用自粛の対象となったきのこ原木、ほど木の処理の促進を図る。 ① きのこ生産者が所有するほど木の放射性物質の濃度を測定 ② 生産者の処分するほど木の本数の確認 ③ ほど場内から一時保管場所までの運搬 ④ 処分場所まで運搬し、町が定める方法により処分	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
29年度で終了	使用できないほど木の処分を迅速に行い、再生産できる環境を整える。	林政課

事業名	取り組みの内容	
牧草、採草地等処理対策	放射性物質の影響により、使用自粛の対象となった牧草の処分を国、県と連携しながら早期に完了するよう進める。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
牧草集中保管 97トン	使用できない牧草の処分を迅速に行うため、国、県との連携を図る。	農政課

事業名	取り組みの内容	
農林水産物の放射性物質影響測定	町内の農林水産物の安全性の確保、指導の強化を行う。 ① 出荷、販売している農林水産物の放射性物質の測定 ② 家庭菜園、自家水の放射性物質の測定 ③ 基準値を超えた農林水産物の出荷自粛の指導	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
放射線物質測定 0検体	基準値を超えた農林水産物の流通の制限	農政課

事業名	取り組みの内容	
学校施設等の安全対策	① 定期的な空間放射線量を測定し、安全管理に努める。 ② 学校給食の食材等についても、検査を行い安全管理に努める。 ③ 放射性物質を正しく理解するための指導を行う。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
学校関係施設 11施設 実施なし	学校等施設が必要と判断した場合は、 隨時測定を行い、安全な環境作りに努める。	教育委員会

4 景観の保全

○景観の保全

事業名	取り組みの内容	
自然公園の環境整備	世小の森公園や八日町農村公園の継続的な環境整備を行い、良好に保全する。 ① 住民による草刈や清掃作業の協力を得ながら、自然との一体感を享受する。 ② うるおいと安らぎを与える公園づくりの継続的な環境整備を行う。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
・住民による世小の森公園の巡回清掃 ・住民による八日町農村公園の草刈り	公園などの環境整備や利用を促進していくなかで、身近な環境はそれぞれの努力により保全していく必要性を定着させる。	総務課

事業名	取り組みの内容	
自然公園の環境整備 (せたまいいきいき づくり)	川向河川公園の整備や清掃活動を行い、良好に保全する。 ① 世田米地区住民の協働による事業実施への理解を深める。 ② 草刈りや清掃作業を実施し、自然との一体感を享受する。 ③ 地域の憩いの場としての公園づくりと、その保全の必要性を定着させる。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
実施回数：3回 参加者数：約60人	手づくりによる環境、景観整備の実現	教育委員会

事業名	取り組みの内容	
自然公園の環境整備 (五葉地域づくり 委員会)	地区内の河川清掃、草刈り、景勝地の整備保全を行う。 ① 協働による事業実施への理解を深める。 ② 修景や整備を必要とする箇所がないか点検する。 ③ 周辺の景観を整備保全する。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
実施回数：1回 参加者数：55人	自然の恵みを誇り、大切にして心豊かに過ごす。	教育委員会

事業名	取り組みの内容	
竹林整備事業	竹林整備に要する経費に補助金を交付し、竹林所有者(生産者)の景観整備に対する意欲を促す。 ※尚、補助金の対象経費は以下の通りとする。 ① 伐採及び搬出に要する経費 ② チップ化に要する経費 ③ 施肥に要する経費 ④ 機械整備に要する経費 ④ 作業路開設に要する経費	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
実績なし	竹林整備を実施することで期待する効果 ・ 竹材及びたけのこ生産などの林産資源の有効活用及び景観整備に繋がる。	林政課

○歴史的・文化的環境の保全

事業名	取り組みの内容		
歴史的・文化的資産の保全（夢がかがやく上有住）	地区内の史跡名勝などを巡り、景観資源として保全する。 ① 地元学手法により、地域の資源を調査発掘する。		
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課	
実施回数：1回 参加者数：28名	地域の「宝」を保全し、次世代へ伝える。	教育委員会	

○居住空間の創出

事業名	取り組みの内容		
花いっぱい運動の推進	公共施設の回りや道路などに花木を植え、季節感のある景観づくりをする。 ① 各自治公民館などの種苗の購入を取りまとめる。 ② 講習会やコンクールを実施し、活動意欲の高揚を図る。 ③ 一般企業等にも参加を呼び掛ける。		
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課	
コンクール参加団体 公民館 10団体 学校・保育園 4団体	コンクール参加団体数：30団体／年	教育委員会	

事業名	取り組みの内容		
町営住宅の整備	地元産材の木を用いた、環境にやさしい木造住宅を建設する。 ① 建設計画に基づき、環境に配慮した住宅建設を検討する。 ② 周囲の景観と調和した住宅を建設する。 ③ 親しみのものてる、まとまった住宅群の形成に努める。		
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課	
実績なし	町産材を活用した建設棟数 5戸/5カ年	建設課	

事業名	取り組みの内容	
道路・河川の環境保全	<p>住民協働により美しい自然環境と生活環境の保全に努める。</p> <p>① 道路・河川の維持保全管理の実施。</p> <p>② 道路・河川の点検パトロールの実施。</p> <p>③ 住民協働による道路・河川の美化活動の実施。</p>	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
隨時道路・河川の維持管理を実施	自然環境と生活環境の維持保全にかかる気運の醸成と住民協働を推進する。	建設課

事業名	取り組みの内容	
空き家対策の推進	<p>移住対策と連携し、空家対策の推進を図る。</p> <p>① 転出等で空家となる住宅の利活用について、移住対策と連携して進める。</p> <p>② 倒壊等保安上危険となる恐れや衛生上有害となる恐れなどがあり、景観を損なう特定空家等を増加させないよう、住民に周知徹底を図る。</p>	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
空家バンク相談件数：40件	<ul style="list-style-type: none"> 移住対策と連携し、空家等の利活用を図る。 特定空家等の増加防止に努めるとともに、その対処について検討していく。 	企画財政課 町民生活課

5 循環型社会の形成

○ ごみの減量化とリサイクルの推進

事業名	取り組みの内容	
ごみの減量化とリサイクルの推進	<p>資源ごみ（ダンボールや資源古紙）の分別を徹底し、可燃ごみの減量化を図る。</p> <p>① 広報、すみたテレビなどにより、月1回の資源古紙回収日を周知し、徹底させる。</p> <p>② ごみの排出量を周知し、ごみ減量に対する理解を深める。</p>	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
可燃ごみ収集量 不燃ごみ収集量 資源ごみ収集量 計	可燃ごみの収集量を、令和3年度までに40トン減量する。（平成28年度実績：975.2トン）	町民生活課
949.9トン 128.4トン 61.5トン 1,139.8トン		

事業名	取り組みの内容	
生ごみ処理容器による堆肥利用の促進	生活系ごみ（生ごみ）の減量化のため、生ごみ処理容器の普及による堆肥利用を促進する。 ① 広報、チラシなどにより、生ごみ処理容器による堆肥利用の有用性を周知する。 ② 生ごみ処理容器の購入を斡旋する。 ③ 家庭（菜園）での利用にとどまらず、より効果的な堆肥の利用策を検討する。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
○町公衆衛生組合連合会による容器購入の斡旋 購入実績 コンポスト 2台 発酵資材 52 セット EMバケツ 6台 発酵資材 27 セット 電動生ごみ処理機 0台	可燃ごみの収集量を、令和3年度までに40トン減量する。（平成28年度実績：975.2トン）	町民生活課

○ 廃棄物の適正処理

事業名	取り組みの内容	
廃棄物の不法投棄対策	町内全域にわたり確認されている、廃棄物の不法投棄を防止するため啓発・監視活動を行う。 ① 広報、チラシなどにより、不法投棄防止の意識啓発を行う。 ② 町職員による監視摘発活動を実施する。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
通報時など連絡を受けた際に対応 チラシ発行1回	• 毎年4回以上不法投棄パトロールを実施する。 • 年1回不法投棄の実績を取りまとめる。	町民生活課

6 地球環境の保全

○ 省エネルギーの推進

事業名	取り組みの内容	
省エネルギーの推進	地球温暖化の原因といわれる温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出削減に全町的に取り組む。 ① 役場事業活動において、町民の先導となるような取り組みを実行していく。 ② 取り組み状況の点検・見直しを図る。 ③ 町民や事業者への意識啓発を行い、取り組みを促進する。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
町役場事業活動における二酸化炭素排出量 平成29年度 1,125,484 kg-CO ₂ 平成30年度 1,000,179 kg-CO ₂ 令和元年度 1,014,106 kg-CO ₂ 令和2年度 1,019,827 kg-CO ₂ 令和3年度 934,938 kg-CO ₂ (参考) 平成28年度 1,183,832 kg-CO ₂	役場事業活動における二酸化炭素排出量を、令和3年度までに、平成28年度比で10%削減する。	町民生活課

○ 環境にやさしい製品の利用推進

事業名	取り組みの内容	
グリーン購入*及びエコマーク*商品利用の推進	<p>クリーン購入法に基づく特定調達品目の購入等に努める。</p> <p>① 職員のグリーン購入及びエコマーク商品利用への意識啓発を図る。</p> <p>② 各家庭・事業者への意識啓発に努め、その取り組みを促す。</p>	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
未実施	広報・すみたテレビ等における町民への意識啓発	町民生活課

・グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に選択することをさす。

平成13年には、国などによるグリーン調達の促進を定めるグリーン購入法が制定された。

・エコマーク

環境への負荷が少ない、環境の改善に役立つ、あるいは環境に優しいとされる製品を示すマーク。

ISOの規格（ISO14024）に則った日本で唯一のタイプI環境ラベル制度で、消費者が環境的に、よりよい商品を選択するときの判断基準として、平成2年に導入された。

環境省所管の（財）日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。

7 資源の有効活用

○ 再生可能エネルギーの推進

事業名	取り組みの内容	
木質バイオマスエネルギーの利用推進	<p>木質燃料燃焼機器の公共施設等への導入や燃料用チップ生産施設整備への支援等により、木質バイオマスエネルギー利用を推進する。</p> <p>① 木質燃料燃焼機器の導入を促進する。</p> <p>② 木質燃料（ペレット及びチップ）を安定供給する。</p> <p>③ J-VER制度を活用し、木質バイオマスエネルギーの普及・利用を推進する。</p>	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
ペレット生産販売量：333トン／年 チップ生産販売量：1,701m ³ ／年	<ul style="list-style-type: none"> ペレット生産販売量：400トン／年 チップ生産販売量：5,000立方メートル／年（平成26年度以降） 	林政課

8 環境と産業の共生

○ 環境にやさしい農業の推進

事業名	取り組みの内容	
農業用廃プラスチック適正処理	農業用廃プラスチックの適正処理を促す。 ① 各農家に適正処理の必要性を周知する。 ② 農協が実施する回収事業を支援する。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
回収事業を支援し、適正処理を推進している。 回収量 4.6トン	毎年1回以上、広報、チラシなどにより適正処理の必要性を周知する。	農政課

事業名	取り組みの内容	
環境保全型農業の推進	農薬や化学肥料の使用を控えた栽培技術などを普及させることで、自然環境にやさしい農業を推進する。 ① 農薬・化学肥料の使用を控えた栽培技術を調査研究する。 ② 実践農家などを拡大する。 ③ 畜産排せつ物などを資源として活用した、循環型の栽培技術を普及拡大する。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
住田町安全安心農産物認証制度認証農家数： 6名1団体 環境保全型農業直接支払交付金申請者数： 2団体（5名）	住田町安全安心農産物認証制度認証農家数：6名1団 (令和4年度11月末現在6名1団体) 環境保全型農業直接支払交付金申請者数：2団体（5名）	農政課

事業名	取り組みの内容	
畜産排せつ物の適正処理と有効利用	畜産排せつ物を適正処理するため、耕種農家と連携した循環利用を推進する。 ① 堆肥活用による土づくりを基本とした、農作物栽培を普及拡大する。 ② 畜産排せつ物の適正管理のため、巡回指導を実施する。	
令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
巡回指導回数：0回／年 ※新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止	巡回指導回数：20回／年	農政課

○ 環境にやさしい林業の推進

- ・町有林の整備 【再掲】

○ 環境にやさしい開発行為

事業名	取り組みの内容		
大規模開発行為の調整	環境に影響を与える可能性が大きい大規模開発行為を調整する。 ① 一定規模以上の開発行為に対する計画を把握する。 ② 必要な調査などを行う。 ③ 適正な執行をするよう誘導する。		
	令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
・一定規模（1ha）以上の開発行為の把握 ※ 令和3年度該当なし ・乱開発防止のための監視	自然環境などに配慮した適正な土地利用の推進	町民生活課	

9 環境学習の推進

○系統的な森林環境学習の推進

事業名	取り組みの内容		
森林環境学習の推進	種山ヶ原森林公园等の森林・林業体験ゾーンを活用し、保育園・小学校・中学校・高校・一般を対象とした森林環境学習を継続して開催する。 ① 種山ヶ原森林公园の維持管理作業を継続して実施する。 ② 森林環境学習を継続して実施する。 ③ 一般を対象とした散策会等を継続して実施する。 ④ 森の案内人等が実施する森林環境学習を支援する。 ⑤ 他市町村の学校等が、本町をフィールドとして実施する森林環境学習を支援する。 ⑥ 森の案内人の後継者や森林環境学習に携わるボランティアを育成する。		
	令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
・体験学習参加者：延べ406人 ・各種講座参加者数：延べ53人	・体験学習参加者数：2,500人／5カ年 ・各種講座参加者数：延べ250人／5ヶ年	林政課 教育委員会	

○ 多様な環境学習の推進

事業名	取り組みの内容		
水生生物調査への支援	水中に棲む生物を調査することにより、河川の環境保全への関心を高めてもらう。 ① 事業実施校を選定し、適期の実施を促す。 ② 実施結果を集約し、河川の水質状況を分析する。		
	令和3年度の実績	目標（指標）	担当課
事業実施校数：2校 (小学校1校、中学校1校)	毎年、事業を1校以上実施する。	町民生活課 教育委員会	

10 住民参加の推進

○ コミュニティによる環境保全活動の推進

	対象となる事業等
コミュニティによる環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・自然公園の環境整備 【再掲】・自然公園などの環境整備（世田米いきいきづくり・五葉地域づくり委員会） 【再掲】・歴史的・文化的資産の保全（夢かがやく上有住） 【再掲】・花いっぱい運動の推進 【再掲】

○ こざっぱり条例の具現化

	対象となる事業等
町事業	<ul style="list-style-type: none">・耕作放棄地の解消 【再掲】・町民総参加河川清掃の実施 【再掲】・空家対策の推進 【再掲】・廃棄物の不法投棄対策 【再掲】・町有林の整備（環境にやさしい林業） 【再掲】・大規模開発行為の調整 【再掲】・森林環境学習の推進 【再掲】・水生生物調査への支援 【再掲】・道路、河川の環境保全 【再掲】
町民事業者	<ul style="list-style-type: none">・自宅周り等の景観保全（ごみの片づけ、草刈り等）・事業所等の景観保全（作業現場、資機材置場等）・空家等の適正管理・排水及び廃棄物等の適正処理・町の施策への協力